OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	明治・大正・昭和期における日本の自治体紋章の造形性に関する考察
Author(s)	柳橋, 達郎
Citation	デザイン理論. 2016, 67, p. 80-81
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/56287
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

明治・大正・昭和期における日本の自治体紋章の造形性に関する考察

柳橋達郎／京都工芸繊維大学大学院博士後期課程

はじめに

地域を表象するデザインの起源として，現在の地方自治制度の枠組みが形成される市制町村制施行の1889（明治22）年を基準とし，そこに誕生する自治体紋章を地域デザインの先駆けと捉えた。本発表では，明治から昭和の時代を三つの期間に区切り，その造形性の考察をもって，日本のマークデザインの一系譜をたどる材料としたい。

時代区分は，法令施行から，市章の啓蒙書として大きな影響を及ぼした『都市の紋章：一名自治体の徽章』（近藤春夫編，行水社）刊行前年の1914（大正３）年までを第一期（102点），1945（昭和20）年までの大正・昭和初期を第Ⅱ期（148点），以降，平成に至るまでを第Ⅲ期とする。第Ⅲ期制定の紋章数は500弱になるが，「昭和の大合併」期に集中するため，制作数が最大となる1954（昭和29）年の103点を対象とした。ただし，考察対象として，第Ⅰ期は前掲書収録図案を中心に，町章も含み，第Ⅱ期以降は，平成期に入る時点において，制定が確認された市章に限る。

文字図案型

都市の紋章の図案は，文字，幾何学図形，具象的図案を構成要素として成立している。文字を軸に分類すると，文字要素のみで構成される「文字図案型」，文字要素と図形・図案を組み合わせた「文字・図案複合型」，文字要素を含まない「図形・図案型」となる。また，家紋等，既存の図案を襲用したものは別途，家紋等襲用型とし，それらを各期間別に集計した結果，「文字図案型」が全期間合計で63.7％を占めた。また，時代を経るごとに文字単独構成が主流となる傾向が顕著に現れる。従って，「文字図案型」をより細分化し，その図案構成を分析することで，各時代における「市章」らしさの概念，トレンド，制作方法のアウトラインを導き出すこととする。

なお，文字図案構成は，文字数，文字の種別を基調として分類し，２文字以上の図案は各字形が分離した「独立型」と部分的にパーツを持ち合う形の「共有型」に整理した。

第Ⅰ期　1889-1914年（明治22-大正３）

第Ⅰ期図案は，３文字以上の組み合わせ事例が約半数に上り，さらに５文字以上独立型が目立つ。つまり「自治体名総表記型」となり，要素数が増加するため，紋章の密度が高い状態となる。

また，自治体名を数字に読み替えた「判じ絵・語呂合わせ型」による図案が久留米市（ル×９・米）をはじめ，流行した。それに関連して，同一文字の回転移動による連続模様が紋章の外郭を形成し，図形を充填する構成が生まれた。さらに，第Ⅰ期の特徴として，市制施行を実施した都市は限られたため，「市」を表記に加えた事例が散見される。それらも図案要素を増やす一因となっていた。具象図案の最盛期が第Ⅰ期でもあり，全体として複雑な図案となる傾向が強かった。

第Ⅱ期　1915-1945年（大正４-昭和20）

第Ⅱ期は，片仮名による技巧的文字組図案に代表される。特に，３字以上の片仮名単独構成が全体の25％を占め，その紋章は，家紋

でいう「対い」の手法である鏡映対称型に図案化され，シンメトリー性が重視されている。異なる字を，同一形状に変形し，対称に配置する手法や，字形を崩し，要素を分解した各パーツで図形を形成する手法は，「カタカナ」の記号性とその形態から考案されている。

同心円状の構造など，判読性よりも，如何に図形内に収めるのかに，構成の主眼が置かれている。そこには，当時の図案教育で，幾何図形を外郭として図案を考案する「適合図案」という手法が提唱されており，その影響を受けていた可能性がある。しかし，文字図案に関しては，一見して，判読性を損なう程の，技巧的図案は図案書等では確認できず，マークデザインの手法として確立した経緯は，今後，調査を継続していきたい。

『都市の紋章』の影響

『都市の紋章』の編者近藤は，紋章図案について，その大多数に寓意がなく感心できないとし，紋章学者の沼田頼輔も「形状の末にのみ走って」，意義がなく紋章と言えないものであると評した。この第Ⅰ期図案に対し，内務省地方局は，市町村の由来，沿革，特色を表示するべき旨を同書に対し，寄稿している。

第Ⅱ期は，その流れを受け，「市章」に対する世間の関心や認知度が高まった上でのデザイン選定である。図案構成自体は前述のように幾何学的シンメトリーを基調とするが，象徴物の具現化やシンボル化，コンセプトの多様化が見られるようになる。

第Ⅲ期　1954年（昭和29）

第Ⅲ期は，それまで構成要素として扱われることが極端に少なかった，平仮名による構成が出現する。対して，片仮名構成は激減し，丁度入れ替わる形となった。特に１文字型に占める「かな」の割合が高くなる。

「芦手絵」の表現に見るように，歴史的に平仮名による文字造形は試みられてきた。しかし，そうした平仮名特有の柔らかさを活かした表現が，市章デザインに適用されたとは言い難く，より単純化され，幾何学図形に文字をはめ込むスタイルが確立された。また，前期間と異なり，外郭に収めず，枠から飛び出すような図案が主流となる。その一要因は戦後の時代背景であり，「翼」「鳥」のモチーフの多用にあった。その結果，飛躍発展をコンセプトとし，紋切り型のデザインが量産されていく。例えば，頭文字「さ」の市町村の内，42%が１文字型（さ・サ）図案を採用しており，このデザインの画一化が第Ⅲ期の特徴であるとともに，各自治体が差別化を図れていないという問題も内包していた。

おわりに

自治体紋章は，第Ⅰ期から公募形式が採用され，広告図案のように高度な技術が要求されるものと違い，一般市民が気軽に応募できる分野であった。それ故，デザインの専門家の手を経ない図案が正式採用される事例も多く見られた。その意味で，図案教育，図画教育による影響が推測され，デザイン教育と市章デザインの黎明期が重なることからも，日本のグラフィックデザイン史における一つのジャンルとして，その成立の過程を精査することの意義は大きいと考える。

今後は，各時代における，そうした教育の観点を含めた図案成立の根拠を考察することに加え，デザインにおいても大きく転換する「平成の大合併」に端を発する“第Ⅳ期”自治体紋章の検証にも着手する。そして，デザインによる地域性の表象の研究の一環として，今後の「市章デザイン」のあるべき方向性を示していきたい。